

令和3年4月

京都市内の関係医療機関 御中

京都市保健福祉局医療衛生推進室
医療衛生企画課
(新型コロナワクチン接種担当)

新型コロナウイルスワクチンに係る接種費用の請求について

京都市の市政の推進に御理解、御協力をいただき、お礼申し上げます。

本市では、**新型コロナウイルスワクチン**（以下「コロナワクチン」という。）**接種費用の請求及び支払いについて**、京都府で調整されている医療従事者向け接種を含め、**京都府国民健康保険団体連合会に委託**し、対応いたします。

つきましては、全国的に性急なスケジュールで進んでいる中で恐れ入りますが、下記により取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

記

1 請求費用の単価について

1回目接種費用	2, 277円（税込）／件
2回目接種費用	2, 277円（税込）／件
接種をできなかった場合の予診費用	1, 694円（税込）／件

2 請求書類について

請求書類は、次の(1)～(3)全て紙面で必要です。

- (1) 請求総括書（下記※参照）
- (2) 市区町村別請求書
- (3) 新型コロナワクチン接種の予診票（接種で使用）

※ ワクチン円滑接種化システム（V-SYS）で「同一市内にお住まいの方分を含む」で印刷した総括書が1枚必要です。

3 請求先について

京都市内の医療機関で実施された接種に関する請求は、京都市民もそれ以外の方でも**全て京都府国民健康保険団体連合会が請求受付及び支払いを行うことで統一**されます。

○ 京都府国民健康保険団体連合会

住 所：〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地

電 話：075-354-9011

請求方法：郵送（持参でも可）

4 請求日及び支払日について

- ・ 請求は、原則、接種を行った日の属する月の翌月10日（ただし、行政機関の休日に当たる場合は翌営業日（下記※参照）までに京都府国民健康保険団体連合会に郵送（必着）することで、請求していただきます。
- ・ 支払いは、請求を行った日の属する月の翌々月末日までに、京都府国民健康保険団体連合会に登録されている医療機関口座（他の予防接種で登録されている口座があれば、当該口座）に対して、支払われます。
※ ただし、請求日が行政機関の休日に当たる場合に、翌営業日となる取扱いは、診療報酬等の範囲ではコロナワクチンのみの取扱いです。

5 請求に関する参考資料

添付のとおり

（問合せ先）

所属：京都市 保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課

担当：新型コロナワクチン接種担当

電話：075-222-3423

FAX：075-708-6212